

中国の商標に日本地名

「群馬」登録は4件

全庁態勢で輸出、観光で支障懸念 県が対応策

日本の地名が中国などで商標登録されている問題で、「群馬」が中国ですでに四件登録され、一件が登録出願中であることが県の調べで分かった。出願者は中国の法人と個人とみられる。トラブルの報告はないが、県は、こうした動きが広がれば中国での商品販売で「群馬」の名称を使えず、県組織を立ち上げ、登録取り消しや、県が自ら登録出願するなどの善後策を検討する。

商標登録・申請されてい
るのは「群馬」が三件、「群
馬」が二件。ほかに登録後、
有効期間が切れたものが二
件あった。権利の開始時期
チック製品」「ビールを除
くアルコール飲料」の区分
で登録されていることは分
かたが、出願意図や具体的な商品は不明。

国際特許に詳しい中村希

県産は使える。

また、中国では日本の農産物や日本製品の人気が高まっており、本県とは無関係の法人・個人が勝手に「群馬」ブランドを展開しかねない懸念もある。

特許庁などは昨年末時点
で「群馬」を含む二十府県
・政令市の名称が登録されて
いることを確認した。リ

同庁などは今月中に無断出願への監視方法や、法的対策の手続きマニュアルを作成、自治体へ注意を促す方針。